

一般社団法人日本経済団体連合会 提出資料

4. 従業員の多様性、人格、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保し、ゆとりと豊かさを実現する。

4-2 雇用および待遇における差別を行わず、機会の均等を図る。

《基本的心構え・姿勢》

国籍、性別、信条、または社会的身分などを理由として雇用管理や待遇について差別的な取り扱いは行わない。また、基本的人権を尊重し、セクシュアルハラスメントなど、職場における不当な取り扱いや差別を防止するための措置を講じる。さらに、男女共同参画の実現に努める。

《具体的アクション・プランの例》

(1) 差別的取り扱いを排除する。

① 均等・均衡待遇原則の徹底

国籍、性別、信条、社会的身分などを理由に雇用管理や待遇について差別的取り扱いを行わないことを定めた労働基準法、パートタイム労働法など関係法令の趣旨に従い必要に応じて就業規則などに均等・均衡待遇原則を盛り込み、賃金、その他の労働条件につき差別的取り扱いは行わない。

② 男女雇用機会均等法などの遵守

直接差別については、その禁止を徹底する。間接差別については、合理性を検討することなく募集・採用に係る身長・体重・体力などの要件を用いない。妊娠・出産、育児・介護休業や短時間勤務の取得などを理由とする解雇その他不利益取り扱いは行わない。

③ セクシュアルハラスメントなどの防止

職場におけるセクシュアルハラスメントなど、従業員の尊厳を傷つけたり、職場秩序や業務遂行を害したりする行為を防止するため、その対応方針を就業規則や社内報などに明示し、周知や啓発を徹底する。あわせて相談・苦情の窓口を定めるなど必要な体制を整備する。また、不当な取り扱いが生じた場合には、迅速かつ適切に対応し、再発防止策を講じる。

(2) 男女共同参画を実現する。

① 意識改革の徹底

経営トップ・管理職から新入社員に至るまで意識改革を行い、性別役割分担意識の払拭に努める。また、性別を問わず人事関係の諸制度が利用できる職場風土の醸成を図る。

② ポジティブアクションの実施

企業における意識改革の手段としては、性別に関わりなく意欲と能力のある人材が活躍できる職場づくりのためのポジティブアクションの実施が有効である。

例えば、女性従業員の勤続年数の伸長、役員・管理職層における女性比率の拡大などについて、企業の実情に応じた目標を掲げるよう努めるとともに、管理職へのチャレンジをサポートする研修や、職場の意識改革のための研修などを行う。

《参考》

「少子化問題への総合的な対応を求める～人口減少下の新しい社会づくりに向けて～」2007年 日本経団連

(<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2007/018.pdf>)

女性活躍アクション・プラン～企業競争力の向上と経済の持続的成長のために～ 概要

2014年4月15日

一般社団法人 日本経済団体連合会

